

# 令和6年度和歌山県被災宅地危険度判定士養成講習会 受講のご案内

**内 容：** 大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した際に、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保するため、被害の発生状況を迅速かつ的確に判定する被災宅地危険度判定士を養成する講習会を開催します。

**主 催：** 和歌山県

**開催日時：** ①令和6年11月12日（火） 13：30～16：30  
： ②令和6年11月19日（火） 13：30～16：30  
（受付は13時00分から行います。）

**開催場所：** ①和歌山県民文化会館 5階 大会議室  
和歌山市小松原通り1-1 TEL：073-436-1331  
②和歌山県立情報交流センター Big・U 研修室4  
田辺市新庄町3353-9 TEL：0739-26-4111

**定 員：** ①30名、②20名（応募者が定員を超えた場合は、抽選を行います。）

**受講料：** 無 料（テキストは当日無料で配布します。）

**資格要件：** 和歌山県内に住居地又は勤務地を有し、「宅地判定士」として和歌山県知事の登録を受けようとする意志があり、かつ下記のいずれかの要件に該当する方（※詳しくは受講申込関係書類を参照して下さい。）

- ① 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからトに規定する設計士の資格を有する方。
- ② 国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む。）で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する方。
- ③ 国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む。）で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、和歌山県知事が認める方。
- ④ 建築士法による二級建築士として4年以上の実務経験を有する方及び建設業法による土木、建築、造園に関する一級施工管理の資格を有する方又は二級施工管理の資格を有し5年以上の実務経験を有する方など、(1)～(3)と同等以上の知識及び経験を有するとして、和歌山県知事が認める方。

**申込方法：** 下記書類を添えて都市政策課まで申し込んで下さい。【郵送・電子メール可】

- ・受講申込書（様式01）
  - ・個人情報の取扱いに関する同意書（様式02）
  - ・被災宅地危険度判定士登録申請書（様式第1号）
  - ・資格要件申告書（様式第2号） ※上記資格要件(1)に該当する方
  - ・実務経験証明書（様式第3号） ※上記資格要件(2)～(4)に該当する方
- \*上記書類は、都市政策課 HP にて掲載

※更新登録を希望される方は、「被災宅地危険度判定士更新登録申請書」と「現に有効な登録証」及び「証明写真」を指定する期日までに提出すれば、あらためて講習会を受講しなくても更新登録ができます。

※なお、過去に本講習会を受講いただき、令和7年3月31日（2025年3月31日までと記載）に登録の有効期限を迎える方には、別途、更新登録に関するご案内を送付いたします。

申込先： 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
 和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課 まちづくり推進班  
 TEL：073-441-3234  
 電子メール：e0809003@pref.wakayama.lg.jp (※)  
 ※電子メールで送付の際は、件名に【R6 被災宅地申込】と明記ください。  
 ※受講票等は発行しませんが、受講申込の方は必ず当日受講願います。

申込書配布場所： 県庁都市政策課、各振興局建設部、各市町村

募集期間： 令和6年9月2日(月)9:00～令和6年10月22日(火)17:00  
 (応募者が定員を超えた場合は、抽選を行います。)

講習内容： 1 被災宅地危険度判定制度及び危険度判定活動の実施について  
 2 被災宅地危険度判定技術について  
 3 被災宅地危険度判定活動の事例研修について  
 4 被災宅地危険度判定士登録手続きについて

その他： 講習会会場において、宅地判定士登録の手続きを行っていただきますので、  
**講習会当日は、以下のものをご持参下さい。**

1. 証明写真1枚 (ﾀﾞｲ30mm×ｺｺ20mm 顔の判別できるもの、カラー可)
2. ボールペン

※本講習会は、感染症拡大防止対策に留意して実施いたします。  
 ご参加にあたっては、マスクの着用や咳エチケット等感染防止にご協力ください。  
 なお、感染症等の拡大状況により、開催が中止または延期となる場合があります。

### 被災宅地危険度判定制度

地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的としています。

### 危険度判定の調査概要

宅地判定士を含む2～3人が1組になって、調査票等に定められた客観的な基準により、目視できる範囲の箇所について、擁壁や宅地地盤等の被害状況を調査し、その結果をもとに危険度を判定します。



### 判定結果の表示

判定結果は、下記の3種類の判定ステッカーを見やすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを識別できるようにします。



【赤】この宅地に入ると危険です。



【黄】この宅地に入ると十分な注意してください。



【青】この宅地の被災程度は小さいと考えられます。